

## 租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	廃棄物処理業用設備に係る法定耐用年数の短縮 (国税1)(所得税:外)(法人税:義)
2	要望の内容	現行17年とされている廃棄物処理業用設備に係る法定耐用年数を実態に合わせ短縮する。 ※減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)別表第二「機械及び装置の耐用年数表」中、「55 前掲の機械及び装置以外のもので並びに前掲の区分によらないもの」のうち、「主として金属製のもの」に分類され、法定耐用年数17年とされている廃棄物処理業用設備について、実態に合わせ、法定耐用年数を短縮する。
3	担当部局	環境省 大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 産業廃棄物課・廃棄物対策課
4	評価実施時期	平成24年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成20年度税制改正による減価償却資産の法定耐用年数区分の見直しにおいて、同省令別表第二「機械及び装置の耐用年数表」について、区分の大括り化が図られ、廃棄物処理業用設備については、「55 前掲の機械及び装置以外のもので並びに前掲の区分によらないもの」のうち、「主として金属製のもの」に分類されることとなった。
6	適用又は延長期間	恒久
7	必要性等	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 ○実態との乖離の是正 廃棄物処理業用設備(パワーショベル等)については、その使用用途が廃棄物の処理であることから消耗が著しく、現行の法定耐用年数(17年)を待たずして、早期に更新されているのが現状である。このため、実態に見合った法定耐用年数を設定することにより、中小事業者が多く資本力が脆弱である廃棄物処理業者において、必要な設備の更新や新たな設備投資・事業展開のための安定的な経営を確保し、廃棄物の適正処理を確保する。 《政策目的の根拠》 —
	① 政策目的及びその根拠	
	② 政策体系における政策目的の位置付け	施策4. 廃棄物・リサイクル対策の推進
	③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 廃棄物処理業における必要な処理施設・設備の整備・更新のための安定的な経営を確保することで、廃棄物の適正処理を確保する。

		<p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)の改正により、実態に即した耐用年数が設定されたか。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 実態に見合った法定耐用年数を設定し、事業者への過度な負担とならないようにすることにより、必要な設備の更新や新たな設備投資・事業展開に向けた基盤、ひいては廃棄物の適正処理が確保される。</p>	
8	有効性等	① 適用数等	<p>約 9500 事業者 [算定根拠] 廃棄物処理業者数約 10 万者 × 専業業者率約 9.5% = 9500 事業者</p>
		② 減収額	<p>0 [算定根拠] 耐用年数の短縮とは減価償却の期間の短縮を求めるものであり、納税額自体に変更はないため。</p>
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成25年度以降) 廃棄物処理業用設備に対して適切なタイミングで設備投資が行われる結果、廃棄物の適正処理が確保される。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成25年度以降) 廃棄物の適正処理の確保に必要な処理施設・設備の整備・更新のための安定的な経営が確保される。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成25年度以降) 法定耐用年数より短い期間で使用を終えている廃棄物処理業用設備について、実態に合った減価償却が困難な状況にあり、中小事業者が多く資本力が脆弱である廃棄物処理業者において、計画的な設備投資・事業展開といった安定的な経営が阻害され、ひいては、廃棄物の適正処理に支障が生ずるおそれがある</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》 本措置は、税収減を伴わない措置である。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>実態と乖離した法定耐用年数を実態に見合ったものとするためには、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)を改正する必要がある。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—

	③ 地方公共 団体が協 力する相 当性	地方税に係る租税特別措置等の要望はない。
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事 後評価の実施時期	平成 23 年8月